

家庭用エアコン(100V・200V級)設置・修理工事に伴う電気工事士法・電気工事法・電気工事士資格の規制概要

作業内容	法令上の区分	電気工事士資格	電気工事業登録
① エアコン室外機を設置する作業(床等への据付けのみ、電気的作業を伴わないもの)	法の対象外	不要	不要
② エアコン室内機を設置する作業(室内壁等への固定、電気的作業を伴わないもの)	法の対象外	不要	不要
③ エアコン室外機及び室内機の接続端子に内外接続線を差し込む作業 (省令第2条第1項第1号イ)	「電気工事(軽微な作業)」	不要	必要
④ 内外接続電線を壁に固定する作業 (省令第2条第1項第1号ハ)	「電気工事」ではない	不要	不要
⑤ 内外接続電線が造営物を貫通する部分に防護装置を取り付ける作業 (省令第2条第1項第1号チ)	「電気工事(軽微な作業)」	不要	必要
	「電気工事」	必要	必要
⑥ 内外接続電線を防護装置の中に通す作業 (省令第2条第1項第1号ニ)	「電気工事(軽微な作業)」	不要	必要
	「電気工事」	必要	必要
⑦ 接地線に関する作業 (省令第2条第1項第1号ル、第2項第1号ロ)	「電気工事」ではない	不要	不要
	「電気工事(軽微な作業)」	不要	必要
⑧ 内外接続電線相互の接続 (省令第2条第1項第1号イ)	「電気工事」	必要	必要
⑨ その他必要に応じて発生する電気的作業 (省令第2条第1項第1号ホ)	「電気工事」	必要	必要
	「電気工事」	必要	必要
⑩ ドレンホースの接続作業	法の対象外	不要	不要
⑪ 冷媒配管の接続作業	法の対象外	不要	不要